

岩手県告示第521号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和3年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称

公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会

2 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	職 種	市町村の区域
01－農業	46 農業の職業	陸前高田市
04－水産養殖業	54 製品製造・加工処理の職業	
12－木材・木製品製造業（家具を除く）	54 製品製造・加工処理の職業	
	76 清掃の職業	
58－飲食料品小売業	32 商品販売の職業	
70－物品賃貸業	76 清掃の職業	
76－飲食店	40 接客・給仕の職業	
	75 運搬の職業	
83－医療業	66 自動車運転の職業	
85－社会保険・社会福祉・介護事業	36 介護サービスの職業	
	39 飲食物調理の職業	
	66 自動車運転の職業	
	75 運搬の職業	
87－協同組合（他に分類されないもの）	54 製品製造・加工処理の職業	
92－その他の事業サービス業	76 清掃の職業	
98－地方公務	25 一般事務の職業	

備考 業種欄については日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める中分類に、職種欄については厚生労働省編職業分類に定める中分類による。

3 指定年月日

令和3年3月29日